

様式第三号

農林水産大臣 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証事業者の業務廃止報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第62号) 第47条第6項 [第66条において
準用する同規則第47条第6項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての廃止である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該廃止の年月日

様式第四号

農林水産大臣 殿

登録認証機関 [登録外国認証機関] 名

住 所

代 表 者 氏 名

認証取消報告書

日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第62号) 第47条第6項 [第66条において
準用する同規則第47条第6項]の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 施行規則第46条第2項に規定する農林物資についての取消である旨及び当該農林物資の種類
- 3 当該取り消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 4 当該取消しの年月日
- 5 当該取消しの理由

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事ができる。